3－2－3　情報を相互に連結する符号の削除

規則第11条（第3号）

⑶　保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

行政機関が加工対象となる保有個人情報を取り扱う上で、例えば、安全確保の観点から取得した保有個人情報を分散管理等しようとするために、当該保有個人情報を分割あるいは全部又は一部を複製等した上で、当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を保有個人情報と相互に連結するための符号としてＩＤ等を付することが考えられる。このようなＩＤは、保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結するために用いられるものであり、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながり得ることから、加工対象となる保有個人情報から削除又は他の符号への置き換えを行わなければならない。

保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に行政機関において取り扱う情報（※１）を相互に連結する符号」がここでの加工対象となる。具体的には、ここで対象となる符号は、行政機関非識別加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが該当する。例えば、分散管理のためのＩＤとして実際に使われているものであれば、管理用に附番されたＩＤあるいは電話番号等もこれに該当する。

なお、他の符号に置き換える場合は、元の符号を復元できる規則性を有しない方法でなければならない。

【想定される加工の事例】

事例１）　個人情報ファイルの情報について、氏名等の基本的な情報とその他の情報を分散管理し、それらを管理用ＩＤを付すことにより連結している場合、その管理用ＩＤを削除する。

事例２）　委託先へ保有個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用ＩＤを付すことにより元の保有個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用ＩＤを仮ＩＤ（※２）に置き換える。

（※１）　「現に行政機関において取り扱う情報」とは、行政機関非識別加工情報を作成する時点において取り扱われている情報のことを指し、これから作成する行政機関非識別加工情報は含まれない。

（※２）　仮ＩＤを付す際の注意点については、３－２－１（特定の個人を識別することができる記述等の削除）の（※）を参照のこと。

3－2－4　特異な記述等の削除

規則第11条（第4号）

⑷　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、行政機関非識別加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第11条第４号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第５号において必要な措置が求められることとなる。

【想定される加工の事例】

事例１）　特殊な世帯（子どもが10人以上等）に関する情報を削除する。

事例２）　年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える。

3－2－5　個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置

規則第11条（第5号）

⑸　前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関非識別加工情報を作成する際には、規則第11条第１号から第４号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該保有個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報ファイルの性質によっては、規則第11条第１号から第４号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の保有個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、別表１（行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、個人情報ファイルにおいて反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

【想定される加工の事例】

事例１）　移動履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。（項目削除／レコード削除／セル削除）